

午後2時35分開会

○はやお委員長 ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

本日、欠席届が出ております。小川環境まちづくり部長、体調不良のため。笛木特命担当課長、通院のため。保科会計管理者、出張公務のため。以上3名の欠席届が出ております。

それでは、お手元に本日の日程をお配りしております。報告事項が8件、100条調査について、その他とこのように進めてまいります、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では、1の報告事項、環境まちづくり部（1）道路構造令改正に伴う「自転車通行帯」の定義について、執行機関の報告を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路構造令改正に伴う「自転車通行帯」の定義について、環境まちづくり部資料1に基づきまして、報告いたします。本件は、今後提出予定の案件でありまして、その情報提供でございます。

背景ですが、1、道路構造令の改正がございました。これまで道路構造令には「自転車道」という整備手法はありましたが、幅員を確保できないということから、整備が進んでいない状況がございます。そこで、道路構造令が一部改正され、新たな整備手法として「自転車通行帯」が定義されました。

一番下段の参考をご覧くださいなのですが、自転車道とは、専ら自転車の通行の用に供するため、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を行い、幅員は原則2メートル以上とする。自転車通行帯とは、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分を行い、幅員は原則1.5メートル以上とすると定義されました。

2の区条例の改正ですが、都道府県道及び市町村道の道路構造の技術的基準については、道路構造令を参酌して、条例で定めています。千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例がこれに当たります。この度の道路構造令の改正を踏まえ、東京都は条例を改正しておりまして、区も同様に条例を改正するものでございます。

3、改正内容ですが、「自転車通行帯」を新たに規定するものでございます。

4、改正時期ですが、公布の日から施行予定でございます。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

○うがい委員 よく最近では、スタンプだけ置いてあるもの等ありますけれども、それとの区別とか、定義の中にそういったものは明確に書かれるんでしょうか。そして、そのどちらを採用するかというのは、今後、またそういったことの工程、一部改正するだけなのかもしれませんが、そういったものもスタンプだけやっているやつですか、あれを採用していくということは、何か考えはあるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 スタンプというか、恐らくそれは、自転車のマークと矢印ですね。それは、ナビマーク、ナビラインという手法で、それは、法定では決まっていないものでございます。

今回、先ほども申しましたとおり、自転車道というのは、なかなか幅員が取れないとい

うところで、千代田区内でもないというところがございます。そして、その自転車通行帯というのは、こちらは、まさに定義することによって、整備が進んでいくことになるんですけど、こちらは幅員1.5メートル。あと、道路交通法の中でも規定されていますので、その中には、自転車以外は通れないというようなものになっております。

先ほどのナビマーク、ナビラインというのは、そういうものがなく、そこを通るといいますから、そこ、違反とかそういうものにはならないという、そういう区別になっております。

○はやお委員長 はい。いいですか。

ちょっと休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ほかにございますか。

○小枝委員 この度、一部改正されたというふうには書いてあるんですが、かなり、何ていうか、直近、いつ幾日かというのが、普通は書いてあるんですけども、何年何月とか、あまり慌てて動かすと、また文化財のほうじゃないですけど、全国初でやったらこけるということもあるので、ちょっといつかなというのは気になりました。いいですか、それは。

○はやお委員長 いいでしょう。はい。

○須貝基盤整備計画担当課長 この度というのが、まず、道路構造令の改正は、平成31年の4月25日施行です。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 分かりました。

それと、そうしますと、もう昨年に事例があるのであれば、資料として、もう少し何ていうか、絵的に分かりやすい、このぐらいの幅の道で、こんなふうに使っている自治体がありますよとか、こういう、恐らく今の時代状況で、もっと、硬直化したやり方じゃなくて、自由度を高めていこうという考え方なんだろうと思うんですけども、自分も、あ、じゃああの道はどんなのとか、勝手に想像することとあんまり落差があるといけないので、何か絵、ビジュアルに分かるものを出していただくとありがたいのですが。

○はやお委員長 はい。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。おっしゃるとおり、千代田区内で以前にも整備状況ということでお示ししていますけども、それに新たなものを加えて分かりやすいような形で、ちょっと検討してまいります。

○はやお委員長 はい。いいですか。（発言する者あり）

桜井委員。

○桜井委員 今、まちなかを歩いていると、車道に自転車の表示がしてあるものと、それと歩道——あ、ごめん。赤、ついているよ。

○はやお委員長 立たなかった。座って。

○桜井委員 座って言う。ごめんなさい。

○はやお委員長 音が。

○桜井委員 もう一度言います。まちなかを歩いてみると、車道に青い線が引いてあって、

自転車道を区分しているものと、それと今度は歩道のところに、まあ、これ全部じゃないけども、自転車の通路を表示しているものがあります。で、今日ここにお示しいただいているのは、車道の部分ということで理解してよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおりで、車道部分の青いラインが、今回のこの自転車通行帯ということでございます。さっき、もう一つのおっしゃられた、歩道内にそういうマークがついていると、分けているということもでございます。それは、自転車歩行者道という形での整備で、その辺も先ほどの小枝委員のおっしゃられた形で、分かるようなものをちょっとお示しできたらと思っております。（発言する者あり）

○はやお委員長 はい。いいですか。

はい。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、ただいまの報告につきましては、終了させていただきます。

次に、環境まちづくり部（2）多町大通り（南）及び周辺地区における地中化等整備について、執行機関の報告を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 多町大通り（南）及び周辺地区における地中化等整備について、環境まちづくり部資料2に基づきましてご報告いたします。本件は、今後提出予定の案件でありまして、その情報提供でございます。

1の（1）多町大通りの概要でございますが、多町大通りというのは通称名でございます。特別区道千第578号の一部で、この図で点線に囲まれた靖国通りから神田駅前ですね、それを範囲とする延長約470メートル、幅員約15メートルの道路でございます。

（2）これまでの電線類地中化整備の経緯でございますが、図1の中央①、これが多町大通り（中央）、これから始まりまして、②の北側の多町大通り（北）、それから③の一八通り、④の神田駅沿いの通り。これはJR東日本の施工で、今年度完了予定でございます。そして、⑤の多町大通り（南）及び周辺地区が今回の案件となるものでございます。

2の現在の状況ですが、多町大通り（南）及び周辺地区においては、平成26年度に神田駅北口周辺道路整備推進協議会を設置し、平成27年度から企業者が支障移設工事を行い、昨年度で概ね完了したため、本年度より電線共同溝本体工事に着手する予定でございます。

裏面をご覧ください。3の現況と完成イメージですが、現況は、本年8月現在の多町大通り南の写真でございます。分かりにくいかと思いますが、横断方向だけでなく、縦断方向にも多くの電線が張り巡らされております。

下の完成イメージですけれども、これは、既に完了した多町大通り北、その本年8月現在の写真でございます。ご覧のように歩道が拡幅され、電線類がなくなっています。ただし、これは、最終的な道路整備が終わった時点でのイメージですので、本件の電線共同溝本体工事が終わっても、まだこのような状況になるわけではございません。

4のスケジュールは、ご覧のようになっておりまして、本件の電線共同溝本体工事は、令和2年から4年の3か年工事でございます。その後、引込連携管工事、道路整備工事と続く予定でございます。

5の協定の概要ですが、路線延長474メートル。協定金額約4億9,500万円。協定の相手方は、公益財団法人東京都道路整備保全公社。委託の内容は、電線共同溝工事でございます。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

○小枝委員 これも提案される事項だと思いますので、500メートルで5億円という金額になるわけですが、この財源の考え方について、考え方というかどういふ財源でやるのかということころは、これまでどおりですということなんでしょうけど、ちょっと明らかにしていただきたいです。お金がどんどんなくなっていく状況の中で、100メートル1億というのは、結構大きいですね。あれっ、違う。ちょっとその辺の財源論が分かるものを出していただきたいということ1点と。

もう一点。それから、ここはあれですね、多町通りは、早川書房あり、何ありで、実に何ていうか、あったかい、神田駅から貫く街路だと思んですが、上、街路樹とかはどうするのか、それからツツジ、植え込みとかはどうするのか。そういうのも、また後づけでの議論になると嫌なので、分かるようにしてください。その辺の話し合いのテーブルはどこに位置づけられているのか。まあ、いいことなんで、無電柱化というのは、もう誰もが望むいいことなので、その背景の中に、何か至らないことや気がつかないことがあったりするといけないので、それを分かるようにしていただきたいと思います。2点です。

○はやお委員長 いいかな。

まだ、結局はこの5億に近いものについて、例えば国からの交付金がこう、何とかと、その辺の内訳の資料が一つというのと、そして、街路樹等々のその話し合う受皿というか、どういふふうに話していくのかと、この辺のところについて、次のときに資料がそろいますかということですので、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご指摘の財源の考え方が分かる資料、それから、街路樹、それから植樹帯、そういうもののどういふのかと。それを受皿とかどういふところまで話がされてきたとか、そういうところが分かるような資料を、ちょっと作ってみたいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、この報告につきましても終了いたします。

続きまして、政策経営部（1）令和3年度予算編成方針について、執行機関からの報告を求めます。

○亀割企画課長 資料1-1、令和3年度予算編成方針をご覧ください。

予算編成方針とは、予算事務規則第6条を根拠としまして、来年度に実現すべき区民サービスの展開ですとか区政運営の方向性について、組織内部の意思統一を図るために、次年度予算の編成における区の基本方針を示したものです。

予算は、各部がこの予算編成方針の基本的な考え方や留意事項に沿って、予算見積りを行い、区長が調整、決定した予算案を区議会に提出します。議会の審議、議決を経て、予

算が成立するという流れになります。

本文の構成でございます。最初の段落8行については、コロナ禍にある社会状況における区の考え方を示しております。区民生活の経済活動に影響を与える状況が続くことを想定していると、これが区の認識です。区民の命と健康を守ることを最優先に考えること、社会のあり方が変わる時代の大きな転換点にあるという認識でございます。

中段の「また、」以降ですが、その他の認識としましては、基本計画の実現に向けた取組み、労働力不足を見据えた事務事業や執行体制の見直し、国の税制改正に加えて、コロナ感染の影響による大幅な減収を見据えた財政運営。

これらを踏まえまして、記書き以下、2点の基本方針を定めております。基本方針の一つ目ですが、区民生活や経済活動を支える取組みと新しい生活様式などを考慮した事業の見直しとしております。2点目は、業務の効率化と将来にわたる安定的・継続的な執行体制を検討するとしております。

この方針に基づきまして、予算の作成に関し、必要な事務処理方針を定めまして、依命通達により、各部長に通知しております。

予算編成方針につきましては以上でございます。

○はやお委員長 はい。

財政課長。

○石綿財政課長 それでは、お手元の政策経営部資料1-2をご覧くださいと思います。

ただいま企画課長のほうからご説明をさせていただきました区長の予算編成方針に基づきまして、令和3年度予算編成についての実務上の留意点を示させていただきました、内部的な文書でございます。依命通達、こちら、副区長名をもちまして、各事業部長宛てとなっておりますが、こちらについてご説明をさせていただければと思います。

ただいま企画課長のほうからご説明いたしました編成方針、こちらを受けた実務的な内容となっておりますので、細かい点のご説明は割愛をさせていただきまして、変更が生じた部分、こちらのポイントを順をもってご説明をさせていただければというふうに思っております。

まず、一つ目でございます。中長期的視点を持った各部予算編成方針の策定でございます。こちらは、「予算編成方針」を踏まえまして、各事業部単位で予算編成方針を策定するという、例年と同様の記載に加えまして、策定の際は、喫緊の課題解決といたしまして、新型コロナウイルス感染症への対応、これを当然のものとして、中長期的な視点を持って策定するよう記載をしております。

次に、二つ目でございます。決算状況や新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業の見直しと再構築でございます。予算編成に当たっての事業の見直しと再構築を図る際、新型コロナウイルス感染症の影響や新たな生活様式を踏まえること。また、全事業に対しまして、目的や執行率などを分析することを求めています。

おめくりをいただきまして、次ページの上の部分でございます。特に各種のイベント等の開催に当たりましては、感染防止策を図ることなどを前提として、その開催の可否を判断するよう記載しております。

次に、一つ、項目を飛ばさせていただきます、4番目でございます。「事業部予算枠

編成方式」による予算の有効活用でございます。来年度予算編成につきましても、今年度と同様、経常的経費等は、事業部ごとに予算枠を示し、その枠の中で事業部の主体性を反映させた編成を実施いたします。

この「事業部予算枠編成方式」でございますが、少々補足をしてご説明させていただきますと、ご承知のとおり、コロナ禍において今後の歳入減が予測される中で、来年度予算に関しましても、厳しい目を持って査定を行わなければならないということは、言うまでもございません。そのためには、まず、一定のシーリングをかけることによって調整を図っていく方法も検討したところでございます。

しかしながら、新しい生活様式を踏まえて必要な予算が生まれる可能性ということも否定できない状況であることから、まずは、現場目線で事業の見直しをしっかりと行い、不要な予算をコロナ対応で新たに必要となった予算に振り向けると。コロナ禍を契機に、各事業部内の事業の目的や成果をしっかりと検証し、予算要求を行う。いわゆる選択と集中を踏まえて要求を行うことを求めているものでございます。

そこで、財政課の立場といたしましては、事業部予算枠編成方式を継続するに当たり、安易に前例踏襲の枠配分とならないように、各事業部への予算枠を示す前には、昨年度の各事業の予算の執行状況というものを精査いたしまして、積み上げによってこの予算枠をお示したところでございます。

そのほかにつきましては、昨年度と同様の取組が必要ということでございましたので、特に変更している点はございません。

ご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、一昨年のおきまでは予算編成方針だけの説明でしたが、昨年からの依命通達も含めて、内容を深めるためにご報告いただいております。ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

○桜井委員 令和3年度の予算編成についての説明を頂きました。こういう形で、事業部ごとの予算編成枠、積み上げによって、こういう形で予算をつくっていくというようなことで、結構なことだというふうに思っております。

ただ、今回、補正予算で、区長は、84億5,000万もの、これは基金から取り崩して、明日議決をするわけですが、区長は、包括的に判断をしたということをしていらっしゃる。僕は、会議の中でも質問をしましたが、区民ごとにそれぞれいろいろな困ったこともあるでしょうということで、それに対しての細かな、何に使うかについては問わないと、もう包括的に1人12万円支払うんだということで、84億ですよ、84億。という大変な額を支払うということになったわけですが、この予算編成をするに当たって、どういう検証をして、区民がどういう満足をされて、それで、これを支払ってよかったなということを次の予算に反映させる、どういう基準だとかどういう考え方を持ってやろうとしているのか、お示しいただけますか。

○亀割企画課長 桜井委員のご質問で、84億の包括的補助というのは、予算特別委員会でもこちら側からご説明させていただきましたのは、今回のコロナに関する社会状況を踏まえますと、課題も様々、ニーズも様々。これは、庁内でも相当に議論をしております。

具体的には、地域経済を支えるということはもちろん、相談体制もどうなのか。それは、

直接相談するのか、オンラインなのかという手法もそうです。公共施設につきましても、消毒をする、それから定員も少し見直さないと密になるですとか。重要な医療インフラを守る取組はどうか。また、細かい話ですが、キャッシュレスやオンラインの手続を促進しないと、窓口業務もどうか。あとはイベントの在り方など、様々にやることありまして、いろいろこれから検討していくに当たっては、各部の知恵を借りて、この予算編成方針をもって、様々な知恵が出てくると思うんですが、給付金につきましても、つなぎといいますか、今の時点では、様々なニーズに対応するということは、細かく措置する前に包括的な支援をするという一段階を取ったと考えております。

それにつきましては、前回の予算特別委員会でもご指摘ありました検証ですね。具体的にどういうふうに検証していくかというのは、今の段階ではご説明できませんが、そのことを踏まえて、このニーズに対してどういう形になったのか、よかったのか悪かったのか、いい面があったのかなどを踏まえながら、この予算編成方針に基づいて、また来年度以降のコロナに関する区民への対応のサービスというのをつくってまいりたいと考えております。

○桜井委員 うん。まあ、そういう話になるんだと思うんですね。

ただ、今、先ほどるる説明を頂いた、この令和3年度予算の編成についてという内容の中に、コロナ対策に関わるものはたくさん出ていると思います。今、課長がおっしゃったように、64億5,000万でしたっけ、84億5,000万か——のもの。1人12万というものについてのコロナの、このコロナ禍の中で、区民が必要とされるものに使っていただきたいということで、支払おうとしているわけですね。

で、それは、具体的な項目が少しでも明らかになっているのであれば、ある程度、今説明を頂いたものとの整合性だとかということの説明もつくと思うんだけども。区長は、包括的なもので、区民の皆さんがどのように使っていただくかについては、注文をつけないということでご説明されているわけですよ。それを包括的というとても便利な言葉で使っているわけだけでも、決してそれは無駄だと言っては、僕はいませんよ、区民の方たちに大いに使っていただきたいなと思うけども。ただ、こういう予算を積み上げていくというときに、どのような区民の方たちが、その12万を生かしていただいて、それで、それが次の予算に生かされるのかというところは、まさに議会と執行機関が議論をして積み上げていかなければいけないものなんですよ。

ですから、そここのところは、これからの決算、そして来年度予算の中でも、必ずこの今回の1人12万という金額の、大変大きな金額、財布は基金から出ればいいなんていうふうには思っていないだろうけども、必ずそれはついて回る。ついて回るんですよ。それも単年度じゃなくて、複数年度ずっとついていきますよ、これは。というふうに思うんですけども、そういうこのコロナ禍の中で、こういう予算の再編をつくるときに、もっと分かりやすい、区民に対しても。あの12万のために、よかったんだと、区民に。だからこういう形で生かしているんですというような、分かりやすい説明というのは、できないものなんじゃないかな。

質問、終わり。

○はやお委員長 はい。

休憩します。

午後3時06分休憩

午後3時10分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

政策経営部長。

○細越政策経営部長 ただいま桜井委員のほうから、大変貴重な、重要なご指摘を頂いたと思っております。確かに、この包括的支援というのが、区民の側にとっては分かりにくいのではないかという部分が、ご指摘いただいているかなと思います。

先ほど企画課長のほうからもご答弁申し上げましたように、ちょっと、これにつきましては、しっかりと、この給付金につきましても含めて検証してまいりますけれども、この区民に対しての分かりやすい説明というのをできるように努めていきたいと思っております。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。（発言する者あり）いい。

木村委員。

○木村委員 依命通達、予算編成方針との関連で、ちょっと一、二お伺いします。

当然、コロナ禍の経済悪化で、歳入減が今予想されるわけですね。それで、この確保の取組、これと言うと5番目に当たるんですけども、依命通達だと、各種負担金、使用料についても徴収率の一層の向上を図ると。今年度については、昨年の収入に基づいて、各種保険料あるいは税金が算定されるわけですね。来年は今年の収入に基づいて決められるので、一層厳しくなるだろうと。

それで、一層の向上を図るということで、取立てが強化することになるんじゃないかと、やっぱり、それは不安ですよね。その辺は、そういう心配は要らないのかというのが1点と。

それからもう一つは、歳出を計画的、効率的な運用で減らしていくといった場合、例えば、そこに聖域というのは、その見直しの対象として聖域というのはあるものなんじゃないかな。聖域なく——よく聖域なきと言われると、福祉とか社会資本が削られて問題だというふうに言ったことがあるけれども、歳出の見直しで、主にどういったところを見直していくのかというのは、ちょっと気になる場所なんですけれども、その点いかがでしょうか。

○石綿財政課長 木村委員から今2点ほどご質問を頂きました。

1点目でございます。歳入の減に伴って、使用料その他徴収を現在行っているものに関しまして、取立てのようなものが強化されるのかどうかというようなお話だったかと思っております。当然ながら区役所としまして、現状もそういった徴収に関しましては、しかるべき対応を取らせていただいているということはもちろん前提にあるかと思っておりますので、歳入が減になるからこちらを強化するというような、例えば手法も含めてかもしれませんが、そういったところは、現在のところは、もう当然、現在の範囲内で適切に対応していくということで、進めていくような形になるかと思っております。

もう一点でございます。歳出の引締めということに関しまして、いわゆる聖域といったものはあるのか。あるいはどういったところで削減を進めていくのかというようなお話だ

ったかと思えます。今回の状況を、今の現在の執行状況等を振り返りましても、やはり執行率があまりよろしくないというような状況が続いているということが見られます。したがって、こういった執行率、各事業の執行率に関しましては、ご説明を差し上げましたとおり、しっかり、目的や成果、こういったものと照らしまして、必要なものは残す。不要なものは削る。こういう視点で向き合っていかなければいけないというふうに思っております。当然ながら扶助費であるとかこういった予算に関しましては、言わば安易に削減できるようなものではないというふうに認識しております。

○はやお委員長 はい。いいですか。

ほかに。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 一つだけ、今の状況が、この予算編成方針をもうちょっと深める中での議論かもしれませんけれども、もう歳入減に関して、例えば延納願いであるとか、そういう区民税についても国保についても、相当数字って、タイミングとしてはもう出ているという段階なんですか。そうでもないのか。そこら辺ちょっと、明らかであれば答えていただきたいなと思ったんですけどね。リーマンショック並みとか、リーマンショックの1.5倍悪いとかという一般論じゃなくて、今、粗々、もう4、5、6、四半期も過ぎているわけですね。そういうところでのコロナ禍による延納、滞納というものについては、かなり認めるような広報もされていると思うんですけど、そこは現実どうなっているかの把握があれば、教えてください。

○石綿財政課長 申し訳ございません。細かい数字を手元には持ち合わせてございませんので、この点、また別途、時期が分かり次第確認はさせていただきたいんですが、現状のところでは、大きな歳入減が、現状ですけれども、発生しているというようなことはまだ伺っておりませんが、近々にも住民税等の納入状況ということは、また最新の数字が入ってくるかと思っておりますので、そういう数字をしっかりとらんでいかなければいけないなというふうに思っております。

○はやお委員長 いいですか。はい。

予算編成方針並びに依命通達が出ています。そして、当然のごとく、この前の特別給付金の対応につきましても、財政状況も横にらみながらの審議がされたということですので、今後のことについては、新しいコロナ禍におけるライフスタイルを考えながらも、どういうふうに経常的経費が、何ですかね、ある程度縮減し、そしてまたプライオリティーを持ちながら、弱者の方々にはその辺のところはどういう対応をしていくのか。

そして投資的経費のところにつきましても、先ほどコロナ禍の対応での82億をした際、10年後については100億ちょっとというような数字も出ているというところから見て、本当にその辺の数字がどうなるのかということについては、抜本的に見るのかどうなのか。例えば目的別に基金を見直さなくてはいけないのかどうなのか。通常考えれば、財政調整基金がそのぐらいになると、目的別、あえて分けたバケツの中に入れていた基金も修正しなくちゃいけなくなるだろう。

この辺だけ、ちょっとどういうふうに考えているのか確認させていただいて、また細かいことについては決算並びに予算のときで確認することと思いますが、この辺の目的別基金については、もうこれは崩せないという、言及して、答弁していたのは執行機関ですか

ら、この辺はどういうふうに整理しようとしているのか、お答えいただきたい。

○石綿財政課長 今、委員長のほうからもご指摘いただきました今後の歳入の減であるとか、あるいは今回の基金の使用に関しまして、今後の見通しというところでの特定目的基金、こういう動向ということでご質問いただいたかと思えます。

やはり、まずは来年度予算、ここは今ご説明をさせていただきましたとおり、事業の見直し等を図りまして、可能な限り効率的、効果的な執行のために、必要のないものは削り、必要のあるものは増やし、ということで全体感を見させていただくということになるかと思いますが、中期的あるいは長期的に見たところで、今後の財政状況がどうなるのか。今、見通しによる試算なども立てさせていただいている中では、非常に厳しい数字が出ているというのも、これはもうご指摘のとおりでございます。

そうなった際に、特に財政調整基金というのは、今回も八十数億という金額というのを給付金事業に充てさせていただいたところではございますが、まずはこの基金を維持していく。あるいはもちろん歳入減の中でも、また引き続き不測の事態のために積み立てていける部分があれば、そこには最善の努力を尽くしていきたいというふうには思っておりますが、やはりコロナ対策、終息を迎えていない中でどこまで必要なかというのは、私どももなかなか予測がつかないところもございます。10年後、あるいはもっと先になるかもしれませんけれども、こういったときには、もし最悪の事態を迎えれば、当然、基金の再編、この辺りも視野に入れて検討を進めなければいけないというような、社会・経済状況を迎つつあるのかなというふうには思っております。

○はやお委員長 ちょっと長期的な話だったんで、目的別の基金を崩すということになれば、これはもう条例変更だから、その辺のところをしっかりとした考え方を、大きく考え方を食べる、その何でそうせざるを得なくなったかというのが大きいことは、特別給付金のタイプをこうすることで皆さんにまた還元するということになっておるから、この辺のところ、財政課、そしてまた今後、財政規律という視点に立って、しっかりと政経部がグリップを締めてやっていってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあ、ほかに。このところについてはよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 じゃあ、令和3年度予算編成方針については終了いたします。

続きまして、（2）令和2年度都区財政調整当初算定結果の概要について、報告を求めます。

○石綿財政課長 それでは、続きまして、右肩、政策経営部資料2「令和2年度都区財政調整当初算定結果の概要」をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思ひます。本報告は、例年、特別区財政調整交付金につきまして、当初算定後に本委員会にご報告をさせていただいておりますので、今年度も同様にご報告をさせていただくものでございます。

例年とご説明が重なってしまう部分がございますが、昨年度と若干変更になった点もございますので、まずは、初めに、この特別区財政調整交付金の算定の仕組みからご説明をさせていただきたいと思ひます。恐れ入りますが、資料のまずは裏面からご覧を頂ければというふうには思っております。

特別区財政調整交付金算定の仕組みでございます。左端のこの「東京都」と書かれた大きな四角囲みをご覧くださいと思います。この上部の「一般会計」と示された囲みでございますが、ここには東京都の一般会計が記されてございますけれども、この通常の市町村は、市町村民税の法人分、それから固定資産税、それから土地保有税、こちらに關しましては市町村が直接徴収をいたしまして、市町村の歳入として扱われるものでございます。一方、特別区におきましては、この三つの税、いわゆる調整3税と私ども呼ばれているものでございますけれども、こちらを東京都が徴収いたしまして、一旦東京都の歳入として取り扱われるものでございます。

ここで1点、昨年度と異なる部分がございます。この一番左端の部分でございますが、法人事業税交付対象額でございます。こちらは消費税率の10%引上げにより、令和2年度から市町村民税の法人分の国税化が拡大されましたので、減収分となった分の補填として、都税であれ法人事業税の一部が充てられることになったものでございます。そして、この歳入のうち、東京都分の44.9%を除く55.1%が特別区の分に充てられるということでございます。

さらに、ここでもう一点、昨年度と異なる部分がございます。昨年度までは、この比率でございますが、45%が東京都分、55%を特別区分となっておりましたが、今年度から、特例といたしまして、0.1%分が東京都から特別区のほうに移っているということでございます。この理由といたしましては、昨年度のこの都区の協議におきまして、特別区側から、世田谷区、江戸川区、荒川区の3区に児童相談所を設置することなどによる基準財政需要額相当の見直しによる配分割合の変更をお願いしたところでございます。なお、この配分割合は、今後、在り方も含めて再度、都区間で協議をするということになってございます。

次に、この下の図に移りまして、特別区財政調整会計の囲みをご覧くださいと思います。先ほどの55.1%の特別区に交付される交付金は、さらに95%を普通交付金、5%を、災害時などの特別の状況等を考慮した特別交付金に分配されます。今回ご説明をさせていただきます普通交付金につきましては、この95%の普通交付金を、右側の「特別区」と記された囲みでございますとおり、各区別の基準財政需要額から基準財政収入額を引いたマイナスの額に充てられ、補填されるという仕組みになってございます。

こちら、具体的には円柱の図にあるとおりでございますけれども、国の地方交付税を算定する仕組みを基に考えられたものとなっております。この円柱の左側の基準財政収入額につきましては、特別区の区民税やたばこ税から算定され、需要額につきましては各必要な需要額な費目ごとに算定されるという仕組みになってございます。そちらを比べまして、不足がある場合に、先ほどの55.1%の普通交付金が配分されるというような仕組みになってございます。

この仕組みについてのご説明は以上でございます。

お手数ですが、表にお戻りいただきまして、ただいまご説明をいたしました、東京都と特別区の財政調整による普通交付金の令和2年度の当初算定結果の概要でございますが、まずは上の四角囲みをご覧くださいと思います。今年度当初算定された特別区への普通交付金の総額は、100万円以下は繰上げといたしまして、9,379億9,400万円ということになってございまして、前年度に比べまして642億7,300万円、率にし

ますと6.4%の減、これは3年ぶりの減となっております。

このうち、下の表に移りまして、千代田区に交付される額は、基準財政収入額と需要額を比較いたしまして、16億2,880万4,000円となりまして、昨年度に比べまして15億4,377万7,000円、率にしますと48.7%の減となっております。

この減の要因といたしましては、基準財政収入額は主に人口増に伴う納税義務者の増になったこと、それから基準財政需要額に関しましては、主に公共施設の臨時的な改築工事費、こちらにかかる算定の見直しが行われたことが、この減となった原因として挙げられるというところでございます。

次に、参考までに各区の状況でございますが、港区につきましては、こちらは今年度もゼロということで、不交付区ということになってございます。また、渋谷区も本区と同様に大きく減少してございまして、昨年度に比べまして90.9%の減ということになってございます。これは様々な要因があるかと思われましても、今回は23区では、不交付区と、それから中野区を除きまして、ほぼ全てが減という結果になったというところでございます。そのほかにつきましては、またこの資料をご確認を頂ければというふうに思っております。

最後に、今回、当初の算定ということでございますので、こちらお示しをさせていただいておりますが、今後、税収の動向などを踏まえまして、例年どおり年度末に再調整が行われておりますので、確定いたしましたら、本委員会にご説明をさせていただければというふうに思っております。

ご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、ただいまの（2）につきましては終了いたします。

続きまして、（3）財産の取得について、報告を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、財産の取得について、政策経営部資料3に基づきご説明させていただきます。

本件、旧区立外神田住宅の区分所有部分の取得につきましては、旧区立外神田住宅、こちらのほうが、老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得するものとして、昨年、第4回定例会において、取得に係る補正予算をご議決いただき、本年第1回定例会において、18者の区分所有者のうち11者分の取得についてご議決いただきました。その後、残りの7者の区分所有者と交渉し、3者の方々と仮契約を締結いたしました。床面積は合計で134.42平米、取得予定価格は1億5,933万1,000円になります。

今回、この3者分の取得につきまして、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、今後、議案として提出する予定でございます。

なお、残りの区分所有者4者の方々につきましても、引き続き取得交渉を進め、本年度中の合意を目指したいと考えているところでございます。

ご説明は以上になります。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けます。これは継続ですからね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、ただいまのにつきまして、質疑、質問を終了いたします。

続きまして、（４）公共施設整備の方針について、説明を求めます。

○齊藤区有施設担当課長 政策経営部資料４に基づきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

公共施設整備の方針につきましては、本年度、作業を進めているところではございますが、方針の骨子及び全体像、構成といったイメージを、今回ご説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、説明資料のほかに２枚目、そして２枚目の後ろに、参考資料ということで、つけさせていただいております。

これまで公有財産白書で区の実態を示し、公共施設等総合管理方針では、事後保全から予防保全の観点で施設修繕を行うなど、施設管理の面から方針を作成してまいりました。しかしながら、近年の社会状況の変化や公共施設の様々な課題を議会でもご指摘いただいた中で、総合的な公共施設の整備についての考え方としてまとめていくものでございます。

社会状況の変化には、例えば区民数や区民構成など、一時期は区民が減少の一途をたどった時期もあり、区の住宅施策や学校計画が公共施設の整備に影響を与えたのはご案内のとおりです。また、清掃事務一部移管など、社会状況の変化や、働き方やライフスタイルの変化、人口や家族構成はワンルーム、ファミリータイプなど、マンション住民の多い都心千代田区ならではの地勢的な特性もあるということがございます。

また、その次の丸でございますけれども、既存施設の改修や整備も行われている中で、整備の内容や手順、方法など、また未利用地や暫定活用地も含め、様々な議論がされていることや、安全面やバリアフリー、環境配慮などの技術面で施設に様々な機能が求められつつあるのも策定の背景となる要因となっております。

一方で、建設や改修といった整備のコスト面での削減も重要とされてきております。そうした切り口から整理した結果、現在、２番の現状の課題整理の項目にある、社会状況の環境変化、コスト、機能更新・建替え、将来の建替え想定の中の四つの視点で、現状の整理、検証を進めているところでございます。

課題整理の作業に並行して、３番の整備方針の内容を策定していくのですが、次の骨子の案として、２枚目の別紙をおつけしているところでございます。

２枚目をご覧ください。骨子の内容でございますけれども、一番上の「はじめに」は、先ほどご説明しました１番、２番というところの背景や課題の部分でございます。

次からが方針の内容を示しております。大別すると、公共施設の建物自体についてと既存の公共施設や土地に分けて整理すべき考え方について、黒い四角ということで、二つに分けてまとめてまいりたいと思っております。

特に公共施設整備についての、一番上、白い丸ですけれども、複合施設については特に大きな課題と捉えて、項目として出しております。これまでの歴史、経緯に合わせて、千代田区の地域特性により多くの複合施設が整備されている中で、以前、委員会でもご説明したとおり、九段や一番町、内神田、和泉町には、築後３０年以上経過している施設もご

ざいます。今後控える施設の整備検討に際して、複合施設の観点から見た考えをここでは示すとともに、複合施設特有の管理面、利便性、修繕、建替えなどの視点から見た技術的な考え方も示す予定でございます。

続いて、丸、整備手法では、ポチの二つ目でございますけれども、大規模改修や建替えに際しては、現地でやるのか、それとも未利用地を活用するのか。大規模改修では、いながら改修や仮設、仮施設、移転などの選択肢についても考え方を示していく予定です。

また、四つ目のポチでは、整備に当たって、これまでも免震構造をはじめとする耐震化や、災害対応技術、建物の環境面での配慮、また用途の転用やスペース拡充への対応、将来の修繕しやすい設計など、技術的な観点も重要であり、これについても方針で明文化していこうということで考えております。

また、既存施設や土地についても考え方を整理いたします。既存の公共施設については、施設一覧だけではなく、施設規模や利用状況といった切り口や、それぞれの施設が持つ課題についても整理します。

未利用地や暫定活用地については、6月に当企画委員会でも資料として一覧をお配りしましたが、こちらにも規模がまちまちであったり、どこの地域にあるのかや、現在空地なのか、いつまで、どんな暫定用途で使っているのかといった切り口で整理する必要があると考えております。

土地の取得の考え方については、既存区有施設の機能向上や利便性の向上、人口増など、行政需要対応、事務移管や行政ニーズの変化対応についての必要性についてや、一方、土地や建物の処分についても、今後考え方を検討してまいります。

今回の整備方針では施設全体の基本的な考え方を示す予定でございますが、現在、老朽化を迎えている施設や、未利用地、暫定活用地の状況、課題を基に、方針策定以降も方針に従った形で、近い将来の個別施設の計画として検討していきたいと考えております。今後としても、考え方や策定ができ次第、適宜報告を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

○岩田委員 2枚目の別紙のところ四角の三つ目、公共施設や土地についての丸の三つ目、土地購入の必要性の検証のところ、括弧の一番最後に社会状況の変化というのがありますけど、まさに今、社会状況が非常に変化しているところで、それで、ほかの委員の方も別のところでは言っていると思うんですけども、百何十億もするとか言われているような土地を購入するとか、そういう必要性とか、そういうのは、社会状況の変化というのは、これをどういうふうに考えているのかをちょっとお聞かせ願えますか。

○齊藤区有施設担当課長 社会状況の変化につきましては、6月、区有地の取得に当たっての基本的な考え方の案をご説明したときでございますけれども、委員ご質問の社会の仕組みが変わることというのは、例えば社会の、例えば先ほども申しました一部清掃事務移管とか、例えばそういうような形とか、あとは行政需要や求められるニーズ、当然今でも行政需要や求められるニーズというのはございますので、そういった変化で、例えば土地が足りないときとか、ここに建てたいとかという、ニーズの変化に対応する場合というのを想定しているところでございます。

○岩田委員 最初のほうに桜井委員もおっしゃっていた給付金で、八十何億も区のお金が減ってしまう。で、今、コロナ禍のことを、もう世界的に考えているわけですね、皆さん。これはもう、社会状況の変化は、これはもう最たるものじゃないですか。でしたら、これの土地購入の必要性の検証というのを、これをやっぱり抜きにしては考えられないと思うんですね。それをどういうふうに考えているのかを、もうちょっと教えていただけますか。

○齊藤区有施設担当課長 社会状況の変化というのは、今、委員がおっしゃっているところに関しては、例えば、どちらかというところ、財政状況に関係してくるところかなというふうな形では考えております。ここの、申し上げている社会状況というのは、どちらかというところ、社会の仕組みとか、例えば区の事務が、先ほども申し上げたように、新たな事務が発生したりとか、そういうことで対応するというところ、考えているところの項目だということでございます。

○岩田委員 じゃあ、そういったコロナ禍のことに関するような、そういう意味での社会状況の変化は考えないということなんですか。

○小林財産管理担当課長 これまで旧九段坂病院跡地の購入に向けて交渉を進めてきたというのは、ご案内のとおりかと思えます。一方で、コロナ禍で社会・経済状況、大きく状況は変化してきているというのは、委員ご指摘のとおりかと思えます。

コロナ禍の状況はいまだ終息が見えない。補正予算審議においても、第3波、第4波への備え、対応の長期化、財源や税収入の見込みなど、様々なご議論、ご意見を頂いたところかと思えます。そういった中において、KKRとの交渉過程を含め、現在、最終的な判断をすべき時期に来ているというふうに考えております。そういったことを含めて、現在、総合的に検討しているところでございます。

○はやお委員長 はい。

いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。今日これ、初めての頭出しのような気がするので、いつまでこれを固めていくというようなご説明も、ちょっと頭の中では把握できていないので、雑駁に、私が気になる論点だけ伺わせていただきますと、公共施設の適正配置ということで、1990年代にやりましたけれども、そういう意味では、その後、全然、どこにどのくらいどういう建物があったら地域にとっていいのかという議論が本当になされないまま、あの公適配は公適配で大問題ではありましたが、残念ながら、何というか、思いつきな感じで流れてきてしまったなというような印象を最近強く受けています。

もちろん土地の購入についてもそうなんですが、その中で、社会状況の変化に関しては、例えば児童相談所をどうするか保健所をどうするか、そういったこと、それから学校の建て替えの仮校舎をどうするか、そういったことを当然把握されていくんだらうというふうには思いますけれども、それが、地域においてはよくても、全区的にはよくない。あるいは全区的にはよくても、地域にとってはよくない。いろんな利害が絡んでくると思うので、それを地域目線で調整していく手順・手続というのが、道路でもそうですけれども、やっぱり大事なというふうに。

もちろん全員が賛成する方法というのはないのですが、やはり地域のことは地域の住民と、一応地域に住んでいる区議会議員とかがよく分かっているところもあるので、そ

ういう情報をもっと得ていただきながら、言いにくいことも、最初は区民の人たちからもいろいろ言っていたいて、地域情報を得ながら、こうしていったらどうかという、そういう手順・手続きがしっかり盛り込まれるものであってほしいというのが1点、私からのお願いです。

それから、土地に関するところなんですけれども、過去に、例えば今大きな建物が建った錦町の住友不動産の土地も、公有地拡大法に基づいて、5,800平米、千代田区が優先買えるような環境にあって、そのときには山口副区長がいなかったとか、山口副区長のような判断をする人がいなかったということなのかもしれないんですけれども、今思えば非常に残念なことで、あそこにも土地を買って、例えば体育館を移転建て替えなどできたりとか、そういうふうな議論すらもできないで、ただ高層のオフィスが建ってしまって、区道が廃止されてというような、後の情報になっちゃうんです。富士見におけるリセ・フランク・ジャポネもそうですね。まさか今の区長、トップが、デベロッパーさんのために取っておいてあげるために、口にバツテンをして、区民に知らせないようにしておいたというような嫌みまでは言いませんが、非常にそれは残念で、後の状況、資料とかを読めば読むほど、せっかく神田警察通りをどうするという議論が今やっているけれども、そういうふうなことが日々起きている。

だとすれば、今年だって不動産情報は出ているはずだし、公有地拡大法に基づくいろんな土地の照会が出てきているわけだし、そういうふうなことが議会も住民も全く知らないで、ただマンション開発の荒波になっていき、かつわざわざデベロッパーが買った後に、わざわざ高層容積緩和を一気に呵成にかけていくみたいな、そういう流れがすごくあって。

まあ、そこはあまり大きく言っちゃいけないのかもしれませんが、言わんとするところは、どうしたらそういう情報共有の仕組み、つまり区民目線で判断していけるような仕組みをつくれるかということが、非常に重要だと思うんです。1点目に言ったことと関わっているんですけれども、その辺が、議会が25人いればいろんな考え方があることは、それはあって当然だし、あるわけですけど、でも、やっぱり地域の情報を皆がそれぞれに心配して考えている。そういう側に情報がないままに事が流れて、開発だけのまちなってしまうのは非常に残念なので、その辺の情報共有のルールをしっかり持っていたきたいということです。

ちょっと今の九段の土地のことは、今、ちょっともう言うてくださったので言いませんが、その辺のところも、いろいろ経験豊富な千代田区になっていますので、もう二度と転ばないと。区民に不信の買われるような形ではなく、公共施設が本当に各地に適正に配置されて、安心して住めるかわいをつくるというようなところでは、今ここに、遅かれとはいえこのプランが今つくられようとしているのは非常にいいことだと思うので、ぜひその辺のところを酌み取っていただきたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。○齊藤区有施設担当課長 小枝委員からの質問ということでございます。

まず1点目の手順・手続きというところでございますけれども、私どものほうでも、やはり低未利用地の活用とか施設整備、施設の廃止についての手順というのについては、住民といった視点での考え方というのを検討の土台には上げております。特に、今ですが、平成26年の参画・協働ガイドラインの中でも、39ページのほうですけれども、低未利用地の活用、施設整備についてということで、区の中でもそういうような形で一つの取決め

をしているところでございます。

議会との関係性というところに関してでございますけれども、当然ながら、これまでも適宜このKKRの話が出ておりましたけれども、KKRの話についても、そういう話があった時点で適宜報告をしている中で、そういった様々な指摘の中で、区の中の協議、買うとかそういうような決める協議についても、区有地活用検討会とか、そういうような内部で整備しておりますので、今ご指摘いただいたような整備の手順ということについても、改めてご意見として伺って、検討の中に入れられるかどうかについても考えていきたいと思っております。

〇はやお委員長 いいですか。

ほかに。

〇林委員 施設整備で、もう何度か言っている点なんで、改めてこういったまとめていただいたんで、一つが学校を整備するに当たっての地下利用についてなんです。九段小学校で大きな体育館を造ってよかったなというのは、実際にはカビが出てきたりする。コストがある。あるいは防災倉庫も、地下では嫌だという陳情まで出てきたりするということんで、限られた土地面積しかないんで、掘ればいいやという形よりも、コロナの状況も踏まえて、密がよくないとかがあるんだったら、ここは議論がいろいろあるんでしょうけど、港区さんなんかは上に造ったほうがいいと。体育館も倉庫も上にで、わざわざ地下を掘らないという感じでやっているんで、そこはちょっと点検作業として、地下利用が、掘るお金、維持するお金と本当に見合うのかどうかというのを、学校施設ですよ、ほかの民間施設はいろいろ商業施設にできるんでしょうけれども、ちょっと避難所として、あるいは子どもを預かる場所として適切かどうかという視点を、どこか、整備手法のところなのか、どこかに入れていただければと思うんです。

もう一つが道路の付け替えについてというのが、さらっとう行ってしまうと、100条でもやるような形になって、何とかな、千代田区の北側の道路というのは非常に住民生活に根づいた道路が多いんで、そこを潰したり売ったりというと、非常に地域住民の相互関心も含め——関心ね、含めてあるんですけれども、南側って、なかなか住民の方がおられないんで、まあいいやと、売っちゃっても、220億の、ただで土地を貸しちゃっても、まあ分からなきゃいいやという形で流れていくのは、あまりにもよろしくないんで、ちょっとどの位置づけで、公共施設整備なんで、カテゴリーが難しいんですけれども、道路の付け替えとか、今ある日比谷ミッドタウンの在り方とかというの、どこかの視点で、せっかく方針をまとめられるんでしたら、20年間は貸すという方針を一方で出して、今後はどうするというのは今後の議論になるかと思うんですけれども、その点をちょっと入れて、加えていただければなというのがあります。

最後が、これも子ども施設に関わってくるんで、本当にこの広さで大丈夫なのかどうかと。例えば保育所だったら厚生労働省の基準で一定の広さ基準はある。あるいは文部科学省なので、学校の一定の広さはある。学童も含めて。ただ、とはいうものの、いざこういう感染症が出てくると、なかなか、狭い土地なんで難しいとは思いますが、あるべき姿というのはこれぐらいなんだよというのを、少し将来に向けて方針として出していないと、今までの広さで、これがあるからいいやと、積み木の状態の、決まった積み木を積み重ねる状態で、結果的には、造ったはいいけど使われない時期が出てきたということ、

不幸になるんで、ちょっとコロナ視点というのもどこかのところに入ればいいのかというのがあります。

三つなんですが、答えられるんだったら答えて。持ち帰るんだったら持ち帰るで、結構です。

○小林財産管理担当課長 ご意見をありがとうございます。実はコロナ対策についてという視点で、切り口、学校ということで、地下利用、防災で今使っている学校もごさいすけれども、コロナ対応ということで、私どものほうも考えている感染症対策といった面から、今後、特に、学校とか避難施設ですね、また社会福祉施設など、保健所もそうですけれども、施設整備の設計や考え方というのが、今まさに様々議論をされているところかなというふうに思っております。例えば安全確保とか作業効率、またこれまでも言われているゾーニングなど、様々な影響が出てきているというところがございます。まだ実際には様々なアイデアが出ているところがございます。実際にこれといった、離隔距離を取るというのはもう原則的に言われていますけれども、これといった決定的な、その建物に対してこうするのが一番いいというのは、まだ正式な正解は出ていないように感じています。今後ですけれども、事例を重ねて、淘汰されて残ってきた、ベストのあるべき解というのが出てくるのではないかとというふうにも、そういったところから、ご質問の中から感じているところがございます。

また、2点目ですけれども、カテゴリの中で再開発を伴うということだと思っております。道路の単純な廃止ではなくて、例えば再開発とかそういうものに伴っての土地の交換とか返還とか、そういうところについても、少しちょっと今後考えていきたいなと思っております。

3点目の広さということで、余裕を持ったということです。建物を1回建ててしまうと、なかなかその建物をこれ以上、何かこう、足りなくなったから増やしたいとかというのは、なかなかできないというのは私も感じております。厳密に、例えば空いているものを用途を変更したりとか、用途の変更のしやすさというの、一つの、拡張する中ではあるのかもしれません。

それ以前に、建てるときに、法律で決まっている面積より、もう少し余裕を持った建物を事前に建てておいて、今後のとき、それまではほかの用途でも使ってもいいんですけども、今後のことを踏まえて、そういうような形、一つの建物の施設の中に、将来の拡張とか、その余裕とかというの今後考えていかなきゃいけないということは、私も思っているところがございます。

いずれにしても、この方針というところがございますけれども、委員が以前ご指摘いただいたように、個々の施設の方針をがちがちに固めるというものではございません。また、効率性、採算性を優先させるということでもないということで、実際に様々な今後議論をお示ししながら、議論の種となるものをお示ししながら進めていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○はやお委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 千代田区が、たしか白書によると、毎年平均で8,000人が転入して7,000人が出ていくと、こういう状況が続いている。そういう下では、公共施設の整備とい

うのは、コミュニティ再生の拠点づくりとして非常に大事じゃないかと思うんですね。こういう視点で見た場合、今回の整備方針の策定に当たって、住民参加についての位置づけ、これが検討されているのかということと、それから公共施設のない空白地というのがあるわけですよ。そうしたところへのコミュニティの拠点になるような、そういう公共施設づくりというものは必要になってきているんじゃないかなと思うんですね。その辺の問題意識を組み入れることができるのかどうか。

それから三つ目が、これは東京都も、たしか5月に今後の都政運営についてという副知事名の依命通達を出して、コロナ禍の下での都政運営ということで、いわゆる公共施設の整備、大型開発の見直し、一時中止、そういった問題と併せて、公共施設についてもそういった内容が盛り込まれていると思うんですね。やはり今後、終息まで、相当、10年単位という、相当長期間かかるだろうといった場合には、公共施設のいわゆる整備の整備計画についても、そういった状況も見ながらやっぱりやっていく必要があると思うんで、その辺の視点といたしましよかね、その辺も当然見据えながらの計画づくりになると思うんですけども、現時点でのお考えを教えてくださいなと思います。

○齊藤区有施設担当課長 まず木村委員ご質問の1点目ということで、コミュニティ再生という視点で、住民参加の手法ということでご質問があったと思います。原則的には建物を建てたり土地の利用をするときには、先ほども申し上げたように、参画・協働ガイドラインというのができておりますので、原則はそちらのほうで従う。当然その内容について、こちらのほうも縛られるということで考えております。

また、整備方針の骨子自体の考え方というものにつきましては、かなりぎちぎちじゃなくて、考え方というのは、様々今後の方針としては、大きな話、大きな考え方ということで考えております。ということでございますと、今後10年間、例えばコロナ禍の後の10年間の施設の整備の方針ということで、東京都から出ているというのはご案内のとおりだと思っておりますが、こちらのほうにつきましては、この整備方針の大きなほうには入ってこないんですけども、今後、策定以降の施設の整備計画ということで、別紙の骨子の下のほうに書いてありますけれども、まずは大きな考え方を定めた上で、今後の進め方というのを、当然、財政面とかそういったものもあるかもしれませんが。様々これから論議して、個別の公共施設の状況とか低未利用地の状況、また高経年の既存施設や大規模改修を迎える施設の整備手法も併せて、この骨子の中の整備方針の中身を反映というか、原則に従いながら、今後また策定するというところで議論をしていきたいというふうに考えております。

○はやお委員長 はい。いいですか。

あと。

○小枝委員 ……言い忘れてしましまして、別紙のこの整備方針の「公共施設や土地について」というふうに書いてある中で、考え方の大きな方針ということですので、この間の土地の貸し借りの、非常に激しいというか、もう私たちがいるここも借りているというわけで、前の旧庁舎は貸している。そして二番町の特養は50年借りると。そして今度のKKRさんはウン百億で買うと。まあ、駄目かもしれないけど。で、日比谷は同じような土地をただで20年貸していると。

こういう、区民の目に分からないどころか議員の目にも分からない、もしかしたら職員

にももうわけが分からなくなっているんじゃないかということについて、まず、東松下は73年でしたか、貸すと。まず土地を貸すということについて、これは議会も考えるべきことですが、議決をするなり、民意、しっかりと、区だけが勝手に決めるのではない仕組みをちゃんとつくるということが、まず1点ですね。

それと、矛盾が生じちゃうわけですよ。一方で二番町は借りて、今度はこっちで何百億もかけて買って、うわさによると今度はまた特養の仮施設を造りたいと。この、仮と言いながら、いろんな憶測が飛び中で、言ってみれば非常に無原則で、行政間のパワーバランス、あるいは区長の好き勝手の思いつきというところに、完全にはまり込んでしまっているという状況を、やっぱり行政というのは公平で公正で、手順・手続に重きを置くものですから、そこは、この土地の取得、処分、処分の中には貸付けも入ると思うので、借りることも入ると思うので、しっかりとみんなが納得できるようにルールを見せてもらいたい。

区道のこともそうなんですね。この間、振り返りで錦町のを見てみたら、売ると書いてあるんですよ。でも不動産、買ったという記録は見当たらないんですよ。本当にその場で流れていて、ちょっと無原則な感じになっているので、土地の取得、処分に関する公平公正かつ客観性を重んじたルールについては、明記していただかなきゃいけないというのを、ちょっとさっき忘れちゃったので、言わせていただきます。

○はやお委員長 はい。いや、ちょっともうここに至っては、答弁という、これから公共施設整備の方針について整理していくことなので、今日は、また今後については節目節目の報告を頂くということと、そして今日ご指摘いただいたことを留意しながら、どのように整理していくのか。もう一度そこを整理していただいて、やっていただきたい。

だから、ここでいろいろ様々に出てきたというのは、ポイントとしては、やっぱり住民視点でどうやって吸い上げていくのという点においては、参画と協働のガイドラインをどう融合させながら、ここのところに反映させていくのか。そして先ほど木村さんの話が出てきているように、公共施設がコミュニティの中核になる。これも前からそうなんですけど、よりそういう重要性が出てきているというところ。で、やっぱり一番大きいのは学校のほうの、先ほど林委員のほうからも出てきたように、地下にすればいいだとか、いろいろあったんですけど、今後どういうふうにあるのが、いい施設の在り方なのか。当然そこは複合施設の在り方の整理が同時にされ、非常にこれは、連立方程式を解く上で変数がすごい複雑になっているというところを留意しながら、これを解かなくちゃいけない。そして本来であれば、KKRのときにこれが整理されていなければ、本来であれば高い金額の物は買えないというところを、あえてあの三つのフィルターにしたのというところは、ここは横にらみになっているんだろうねというところだった。だから、ここは今後進める上で重要。

で、さらにあえて付け加えるということであれば、非常に特殊なスキームである日比谷のエリアマネジメント。つまり何かと云ったら、土地、建物を全部貸しちゃって、これはすばらしいですよという、結局は100条の資料を頂いているわけですよ。それで、視察、後でもう一度確認になりますが、このところは公共施設としてどうあるのかということは、一つ位置づけを整理しておかないと、だったら、面倒くさい話、全部民間にやってもらえばいいんですよ。そうしたら、悪いけど、まちづくりの部隊は半分ぐらい減っちゃうんじゃないですかというぐらいに、苦労しなくちゃいけないことと、何か、その辺がもう

ばらばらになっているから、先ほど小枝委員から話があるように、権利関係が複雑。貸したり借りたり買ったり何々して。基本的に、基礎的自治体は、権利関係はシンプルにするのが当たり前なんです。こんなに複雑になっている行政団体はないんじゃないんですか。

だから、そこをもう一度本来の形に戻すようにして、権利関係も整理しつつ、どういうふうにするか。本当に課題だけ、課題が山積している。そして、別に石川さんのせいにするわけではないけれども、煩雑さだけ残されるという感じになってきているということ、いま一度、我々がふんどしを引き締めてやっていなくちゃいけないことに至っている。ここは重要な方針整理となってくると思いますので、節目節目の報告を求めたいと思いますので、ある程度できたところで報告を頂ければと思います。

あと、何か答弁がありましたら。

○大森財産管理担当部長 今、各委員からのご指摘いただきました。そういったものを、ちょっと具体的にどういうふうにとっと落とせるか検討しながら、今ちょっとこう、骨子ということで、目次ベースですけれども、これを、1回、より具体的に少し肉づけしながら、またご意見を頂きながら、ご意見を反映させながら、取組を進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。それでは、ただいまの報告について終了させていただきます。

続きまして、（5）不適切な契約事務及び公金処理について、報告を求めます。

○古田行政管理担当部長 それでは、政策経営部資料5-1に基づきまして、不適正な契約事務及び公金処理についてご説明を申し上げます。

こちらの案件につきましては、8月25日に、区議会への情報提供及び報道機関への情報提供をし、公表するとともに、本件事故の業務が地域振興部の所管であることから、8月27日の地域文教委員会において、所管課から口頭にて報告したところでございます。本件事故につきましては、関係職員の懲戒処分をしておりますので、人事業務を所管する本企画総務委員会においてもご報告をするものでございます。

なお、職員の懲戒処分につきましては、懲戒処分の公表基準に基づきまして、処分後、速やかに公表し、議会にもその都度情報提供してきていることから、従前は企画総務委員会において改めてご報告した事例というのは、あまりない状況ではございますが、今回は処分日と本委員会の日程の関係、また地域文教委員会にも口頭報告していることなどから、委員長とご相談の上、ご報告させていただくことといたしました。

それでは、資料をご覧いただきまして、まず、項番1番、事故の概要でございます。令和元年度から令和2年度にかけて、区の行政計画策定に関する業務において、区の職員が不適正な契約と公金処理を行ったものでございます。詳細につきましては、内部調査により判明したことを、項番2番、内部調査結果の概要にまとめてございます。

まず1点目としまして、当該職員は、区の行政計画策定に関するコンサル業務委託において、令和元年5月に適正な契約手続に着手したものの、その後、令和元年8月に業務の効率化を図る目的から、適正な手続をせずに、上司に無断で事業者に対し業務への着手を依頼し、令和元年11月に上司に無断で公印を使用し、委託契約書を作成して、事業者へ交付しました。

次に、2点目として、当該職員は事業者への契約金の支払いのために必要な手続を怠

り、令和元年度予算の出納閉鎖日である本年5月31日までに、支払いを完了することができませんでした。

次に、3点目として、当該職員は区が、行政計画を策定するために設置した策定委員会の委員への謝礼について、支払いのために必要な手続きを怠り、令和元年度予算の出納閉鎖日までに支払いを完了することができませんでした。

次に、4点目として、当該職員の管理監督者は、これらの事実を見逃し、内部のチェック体制を機能させることができませんでした。

なお、2点目と3点目の支払いにつきましては、本来は令和元年度予算から支出すべき経費であります。出納閉鎖日までに処理できなかったため、過年度支出という例外的な会計処理により、今年度の予算から支出することとし、事業者と各委員におわびをするとともに、本年6月から8月にかけて支払いを済ませたところでございます。

次に、項番3番、関係職員の処分についてでございます。令和2年6月2日に所属において本件事故を把握後、区長、副区長に第一報を報告し、所属及び関係部署で事実確認及び事故処理対応を行うとともに、6月19日に所属部長から人事課を通じて、区長に事故報告書の提出がございました。この事故報告を踏まえ、区長から人事所管部長に対して、千代田区サービス規程に基づく監察命令がございまして、7月2日から同規程に基づく内部調査として、サービス監察を実施いたしました。この内部調査の結果と職員懲戒分限審査委員会の答申を踏まえまして、8月25日付で関係職員を下の表のとおり、懲戒処分としております。

当該職員である地域振興部の主事を停職15日、当該職員の昨年度の上司である政策経営部の課長を戒告としてございます。なお、これらの処分に併せて、管理監督責任を問い、参事・部長1名に対して文書注意と係長1名に対して訓告を行いました。

最後に、項番4番、再発防止策についてでございます。令和2年8月25日付で、各部長宛てに「サービス規律の確保について」及び「職務上の事故の発生を受けての再発防止策について」を通知するとともに、全庁的に周知をいたしました。また、同日開催の庶務担当課長会において、これらの通知を踏まえ、契約事務、会計事務、公印使用の各段階において、適正な執行に万全を期すとともに、組織内での進捗管理を徹底するよう確認したところでございます。

資料の説明は以上でございますが、今回、区の職員が懲戒処分に至りましたことは、職員のサービスを所管する立場といたしまして、大変遺憾に存じますとともに、改めておわびを申し上げたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

ご報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。これにつきましては、決算の折にも、監査のほうからこの報告事項として入っております。詳細については、また決算のところでもやるとは思いますけれども、ただいま執行機関から、また、本来であれば、所管の部門での丁寧な説明ということなのですが、今回、公文書ということでございますので、ここで資料も提出していただきながら――文書で提出していただきながら、ただいまの報告となっております。

何かこの資料につきまして、報告につきまして、質問ございましたら、受けさせていただきます。

○林委員 よしあしというか、これが正しいか、正しくないかというのを、事実確認で前

段でさせていただきたいんですが、一つが、2番の（1）にある「公印を不正に使用し」って、公印というのは区の判こなんですか。それとも、上司の方の判こなんですか。

○古田行政管理担当部長 公印につきましては、今回の押した公印については、地域振興部の課長印という形で、ある意味、各課長の、地域振興部内の課長が共有する印影という形ではございますけれども、区の公式なものという位置づけでございます。

○林委員 課長の判こを、それでは職員の方が「不正に使用し」というのは、どういうことなんですか、具体的に。

○古田行政管理担当部長 ここでいう「不正に」というのは、所定の手続を経ずにという形になります。本来ですと、照合等の確認、第三者の確認をして押す決まりになっているんですけども、それが必ずしも適切に行われなかったというふうに、後に判明したというところでございます。

○林委員 あんまりまどろっこしく言われても困るんで、具体的に、11月に課長の判こを「不正に使用し」というのは、具体的にどういうことですかと。

○古田行政管理担当部長 しっかりとした管理簿等に記載の上、本来押すべきところを、所定の手続を経ずに押したということです。そういう意味では、無断で押したということでございます。

○林委員 無断で課長の判こを勝手に打ってしまったと。判こを打っちゃったと、職員の方が。で、次に、上司に無断で委託契約書を作成して事業者に交付したって、これはどういうことを意味するんですかね、この国の法体系で。

○古田行政管理担当部長 本来ですと、上司の確認を経て、要は、決裁を経て交付されるべきものを、それをその手順・手続を飛ばして、事業者へ交付したという形になります。

○林委員 分かりやすく言っていただきたいんで。それはどういうことなんですか。勝手に作っちゃったということなんですか。で、この国の法律でいくと、それはどういう事案に当たるんですか。

○古田行政管理担当部長 今回、処分量定にも関わるところでございますけれども、区の懲戒の指針でいうところの——あ、失礼しました。区に懲戒処分の指針というものがございます。その中では、虚偽公文書作成という形になります。これは、刑法でいうところの公文書偽造にも相当するというふうに、調査の結果として出てございます。

○林委員 それで、刑法にも当たるというお話なんですが、これ、2枚目の参考資料のところで、職員の方が、よその区ですけれども、不祥事ですとか犯罪を犯したときに、どういう手続になるのかと、区長が自ら律するのかということですけども、それぞれ逮捕とかなんとかとなっているのは、これは職員の方が言ったわけじゃなく、どういう形になったんですかね。内部処理で、例えば、新宿区だったら不正な事務処理をしたとか、豊島区だったら中学生への乱暴って、まあ、これ、捕まっちゃったんでしょね、警察のほうに。内部的に、どういう取扱いをして、その上で、トップたるものが判断するのかって、ここを聞きたいんですけども、何かこう、お話を聞いていると、決算で委員長のほうでやられていたんで、詳しくやってもいいですけども、よく分からないんですよ、何が問題になって。こんなじゃ、別に、文書注意とか、そういうレベル感のものなんですか、こういう契約書を無断で作成するという行為は。

○古田行政管理担当部長 通常、ヒューマンエラーのような形での事務上のミスというこ

とであれば、今ご指摘いただいたような文書注意であるとか訓告、重くても戒告とかというようなケースも確かにございます。

今回の事案につきましては、ご指摘いただきましたように、契約書を独自に作ってしまった。これはもう契約書の偽造と言われても致し方ないような出来事でございますので、この行為については、内部調査の結果、かなり重いものとして位置づけております。通常であれば、この公文書偽造もしくは懲戒の指針でいうところの虚偽公文書作成に該当した場合というのは、処分量定としては、かなり広い範囲での処分量定がございまして、重いものから軽いものまで3段階という形で、一番重いもので免職、2番目に停職、3番目に減給というような形で、いずれにしても、先ほどご指摘いただいたようなヒューマンエラーでの処分と比べて、重い量定が想定されています。

そうした中で、実際に、この3段階あるうちのどれを当てはめるかということにつきましては、懲戒の指針の中で、動機であるとか対応、実際の状況みたいなものですね、あと、その行為の結果を調べて、それで総合的に判断をしていくこととしております。

今回の行為の動機につきましては、服務監察の結果、これ、この契約書を作成することによって、何か自分が利益を得るといような、例えば収賄とか、そういったような要素が見られない、認められないということが確認されておりますので、一番重い停職——失礼しました。一番重い免職には相当しないだろうという審査会の判断がございました。一方で、先ほど申し上げたような刑法にも場合によってはというように重い行為でございますので、減給という一番軽いものでもないだろうということで、より重い停職を選択しているという状況でございます。この停職についての量刑の中で、過去十数年の中で、一番重い15日というものを今回選択して、処分をしております。

こうした経緯を踏まえますと、かなり量定としては重いことを科しておりますけれども、これはまさに、信用失墜という意味では、先ほど委員長からも公文書の在り方そのものも問われるというご指摘も頂きました。まさに、そういった観点から、重い処分ということをしているという状況ではございます。

○林委員 細かくやると、またちょっと決算のときに、正副にちょっとお願いしますんで、分かりやすく、ちょっとやってもらわないと。要は、意思決定の場面なんですよ、課長の対外的に、そちらでおっしゃる。意思形成過程でもなく、対外的に契約書を出すという行為をやられる。こういったところの、どういうふうに統治されているのかも含めて、ちょっとお聞きします。あんまり長く、ここ、詳細をやっても、多分、所管の話になってくるかと思えますんで。

○はやお委員長 はい。いいですか。

公文書ということの、また、仕事の在り方ということにもつながってくるので、いま一度、もう一度、整理していただかしまして、また資料の在り方、そして、また当然のごとく、監査のほうでも調べていただいておりますので、ここのところをしっかりと確認していきたいと思っております。

じゃあ、木村委員。

○木村委員 まだ若い職員さんのようなので、いかに教育し、育てていくのかという視点が非常に大事だと思うんですね。警察じゃありませんから、我々。

それで、これを見ると、なぜ、こんなに急いで、本来、一般競争入札で業者を落札する

性格のものを、なぜ、こんなに急がざるを得なかったのか。あるいは、相談する人たちがいなかったのか。となると、いわゆる、これまでの幹部政策がどうだったのかとか。やはり、その辺、監査結果報告書で、要因はいろいろ触れているんだけど、同時に、そういった体制も含めて、今後、若い人たちをどうやって育てていくのかという視点で、分析もしていく必要があるんじゃないかと。その辺での検討も併せてお願いできればというふうに思います。

○古田行政管理担当部長 まさに、木村委員ご指摘いただきましたとおり、再発防止を考えると、原因分析が非常に重要であるというふうに思っています。その中で、体制というよりも、体制といっても、漠とした体制ではなくて、まさにチェック体制ということだろうと思います。マネジメントが機能していたのかどうなのかというようなことも含めてですけれども、そういうことと、やはり若手職員の育成について、しっかりなされていたのかどうなのかというようにところも、大きな課題だろうというふうに思っております。

ほかの業務については、かなり中心的に頑張ってくれていた職員というふうに聞いておりますので、そうした人物がこういう初歩的なミスというものを幾つか重層的に繰り返すというか、ある期間にわたって、それをしてしまったというところについての原因分析はもう一段、詳細な分析をした上での再発防止というところを、しっかりと考えてまいりたいと思います。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。私の意見は、意見と質問は、こういう、何というか、もちろん赤信号を渡っていけないというルールを違反してはいけないということはあるのですが、あまり減点主義みたいなやり方をすると、本当に一生懸命やる人がいなくなってしまうんじゃないかということが、すごく心配です。

この文章を見ただけでは分かりませんが、例えば、行政計画をつくらうとして、例年同じような行政計画をつくっていて、例えばそのフォーマットが同じならば、その前年の会社に上書きというか、マイナーチェンジしていったほうがいいかなというふうに思ったりするかなとか。今、この文章を見ているだけでも、そういう善意のケアレスミスがある可能性もあるし、そういういろいろ、もしくは、現場が土日も夜間も仕事があるような職場であったりすると、そういう事務的なことが後回しになってしまう部分もあるでしょうし。あんまり、私は、物事というのは、本当にマイナスだけに持っていけば、結局、一番大切にすべき未来を背負う人材を疲弊させてしまっては、もう、これは絶対に本末転倒なので、別紙についている事例からすると、この事例というのは、想定で言うてはいけないんですけども、そんなに、何というか、回復できないほどの何かあったのかなというふうに思うわけなんです。千代田区で起きているもっと重大事からすると、どうなんだろうというところもありますので。

その辺のところ、私が言いたいことは、行政現場のことというのは、やっぱり行政の人しか分からない。よかれと思ってできてきたルールがある。でも、それがもしかしたらよくないかもしれない。でも、そのルールに基づかなきゃいけないことがある。そういうことの不都合をやっぱりみんなの知恵で解消しながら、この1事例を本当に減点主義に持ち込むのではなくて、何とかみんなの知恵で、むしろパワーアップしていただいたいな

というのは、私の意見というか印象ですので。ぜひ、その辺も踏まえて、よろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。

ほかに、いいですかね。

本当に、こここのところの、裁量の部分を超えた裁量になっちゃっていますんで。やっぱり何かというと、若い方なんでね、その仕事の仕方というのは、実は、私も組織にいるときに、二、三年で仕事の仕方というのは身につちゃうんですよ。というのは、そんなこといったらあれだけど、緩やかな上司だと、やっぱり緩やかな仕事しかないし、私は上司が厳しかったもんですから、本当にもう、7年間、もう、突っ走るぐらい仕事させられて、でも、それが当たり前だ。でも、その中に、やはり緩みがある。このところについては緩みがあった。やっぱり、よく言うんですけど、制度とかルールは、これは性悪説でつくるべき。そして、実際の実務になったら、性善説にするしかないんですよ。起きたときには、どういうふうにその人たちが深い反省の中に前向きになってもらうか。そういう視点に立って、やっていただきたいと思います。

だから、でも、あり得ん公文書偽造に近いような話が出てくる。適正手続を重視する、重んずる役所は、こういうことがあるんだろうか。やっぱり、そこは内部的な確認も含めて、しっかりとやっていただきながら、今後のことについて、その、犯したことでなくて、先ほどの木村委員の話ではないけど、なぜ、そのシステム、その組織がそうさせてしまったのかということに、しっかりと見詰めていただいて、起こしてはいかなくてはいけない。でも、やっぱり、そこを、我々というわけではないけど、トップたる区長がね、その裁量の中から来るということが、全体の緩みにつながるんですよ、一事が万事で。そこをやっぱり林委員のほうは言いたかったところなのかなと。これは、今後のところについて、決算のところできっとやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。資料については、そのように、今後、整理していただきたいと思っています。

続きまして、区長と知事との面会について、報告を求めます。

○中田総務課長 それでは、恐れ入ります。政策経営部資料6をご覧くださいと思います。

こちら、先日の企画総務委員会、まあ、100条委員会の中で、区長が都知事にお会いしたときに持っていった資料についてということで、ご質問のほうを頂きました。改めて、区長、それから東京都に聞き取りをしました結果を確認しましたので、資料ということで提出をさせていただきました。

ご覧のとおり、日付のほうが7月6日月曜日ということで、面会のほうをしてございます。場所は都庁舎、一庁舎の7階です。時間についてですけれども、こちら、確認をしたんですけれども、ちょっと入退室の時間が不明ということでございます。自動車の運転記録、こちらについては、2時から4時半ということで、記載のほうがございます。

また、内容につきましては、秋葉原のメイド喫茶での新型コロナウイルス感染症発生に伴う対策についてということでお話をされたということで、特に資料を持っていったの説

明ではなかったということでございます。

報告は以上です。

○はやお委員長 はい。

林委員。

○林委員 予算委員会のときに、区長の車の日程と区長の日誌が真っさらだったんで、確認したら、石川雅己さんが都知事に会ったと。会って話したんだと。選挙のお祝いじゃなくて、会ったんだというところから入ってきているんで、改めてちょっと確認をしていきたいんですけども。

本当に聞き取り調査をしたのかなというのが、一つアップされている、東京都知事の知事日程のほうでアップされているのが7月6日の日程。11時、総理官邸、公式訪問。14時から知事会見。これ、時間を見ると、14時39分ぐらいまでは知事会見をやっているんですが、15時から森喜朗オリンピック組織委員会会長との面会。16時、名前を出して申し訳ないんですけど、公明党本部に表敬訪問、選挙のお礼。ということで、日程が、この14時から16時までの間、公式日程に入っていないんですよ、区長日程と一緒に。情報公開が東京大改革の第一歩だと言った知事のところで。

おかしいなと思って、7日を見てみると、7月7日の。書いてあるんですよ。16時30分から都民ファーストの方。16時45分から都議会公明党。17時15分から都議会自民党。そして、18時30分から豊島区長の高野さんが表敬訪問しているのは、しっかりと書いてあるんですよ。そうすると、公式訪問じゃなくて、やっぱりこれ、選挙のお祝いだったんですかね。

いや、石川さんが、「いや、公式的に公務として、コロナ対策の、行った」と言ったから、こんなことを確認しているんですけど。知事日程にも入っていない。区長日程にも入っていない。で、時間も見てみると、極めてあやふやな時間で、聞き取り調査を本当にしたのかどうか、極めて懐疑的なんです。東京都だって、知事室に聞きゃ分かることだと思うんですよ。面会表を持ってくれば、1階の受付で、今、警備も十分やっていますから、何時に入館したかも分かるはずですし、知事室に行けば、ちゃんと本当にね、石川雅己さんが小池百合子東京都知事に会っているんだしたら、入ってくるはずですし。特別秘書だって、日程を把握されているはずなんです。本当に、総務のほう、これは公式な日程として確認されたんですか。それとも、非公式な政治日程として聞いただけなんですか。

○中田総務課長 こちらにつきましては、私どものほうから、東京都のほうに確認をしております。

○林委員 いやいや、そんな。

委員長。

○はやお委員長 はい。林委員。

○林委員 すごく不誠実で、石川雅己さんに聞きゃ分かるじゃないですか。知事日程が出ているんだから。どっちの時間で会ったんですかと。知事会見の後ですか。公明党本部に行く前ですか。本当にお会いしたんですかと聞けば、時間だって出てくるはずですよ。それすら確認していないというのは、ちょっと不誠実だと思うんですよ。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時44分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ただいま、るる林委員のほうから指摘、質問がありましたとおり、もう少しこの辺のところ、詳しい時程が分かるのではないかという質問を、ちょっと今、ずっとやってきていました。もう一度、そこにつきまして、ご提示いただいた資料についての状況を一度答弁していただいて、そして、またそれを判断をさせていただきたい。

答弁を求めます。

○細越政策経営部長 貴重な時間を頂きまして、大変申し訳ございませんでした。

この区長と知事の面会につきましては、本日、資料に用意しましたように、区長及び東京都の行政部のほうに確認をした結果でございますが、ご指摘のとおり、少し分かりにくい部分があるというのも事実でございます。私どものほうといたしましては、聞き取りをした結果でございますので、一応、本日の段階では、これ以上のご用意はないというものでございます。

○はやお委員長 はい。一応、今、ここの限りの中では、資料の中身以上のことについては調べられなかったということで、これにつきましては、またちょっと、担当の林委員のほうを含めて、今後、決算のところでもやるのか。また、場合によっては、違う場所でやるのかを含めて、きちっと整理させていただきたいと思っておりますので、今日はこの程度にさせていただきますかと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、以上をもちまして、報告事項8件を終了させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、項番2の100条調査についてに入りたいと思っております。

まず初めに、8月26日水曜日に、東京地方検察庁に対し、石川区長の偽証及び証言拒絶について、告発状を提出いたしました。当日は、事務官が受付をし、後日、受理が決定した場合、検察庁において、しかるべく捜査が行われていくと思っておりますが、受理の決定までには、最大2週間程度の時間を要すると説明を受けております。また、追加資料につきましては、26日、翌日27日に資料要求を受けております。ですので、この辺のところは、検察庁のほうも積極的に進めていただいていると考えております。結果につきましては、議長マターではございますが、改めましてお伝えしていきたいと思っております。

本日は、同日、8月26日の午後4時より、東京ミッドタウン日比谷の視察を行いました。日比谷エリアマネジメントの担当者にもご参加いただき、無償貸付にしている区有地及び、そこに建てられている施設について、現地で説明を受けました。それぞれ現地を見ていただき、感じられたことがたくさんあると思っておりますが、各委員からそれぞれ感想をお願いしたいと思います。

それでは、こちらの左のほうから。じゃあ、副委員長、もし。あ、行っていないんだ、行っていないんだ。ごめん、ごめん。

それじゃあ、岩田委員のほうからお願いいたします。そうだ、行っていないんだ。

○岩田委員 委員長。

○はやお委員長 座ってでいいですよ。

○岩田委員 はい。

自分は、地下のほうを見て、にぎわい空間と書いてあったのかな。あそこ、思ったほど人が入っていないなと思ったら、何か説明によると、それはコロナなので、今はそんなに人がいないけど、ふだんはすごいにぎわっているんですよと言われたんですよ。にぎわっているんだったら、なおさら家賃収入とか、そういうのをつつい考えちゃうわけですね。で、本来だったら、建物が持分ですよ、千代田区の持分で、家賃収入が得られるんだったら、どれぐらい得られたのかな。その代わりに、うちが得るものの代わりに、失うものというか、例えば、管理してもらったたら、管理費とかも払わなきゃならない。でも、そういうのとかを考えて、プラス・マイナスでどれぐらいなのかなというのをすごく考えちゃうわけですね。また、その契約も、当時、何でそういう契約にしたのか。20年後は、うちが手に入れるのは、中古になった建物というか、それをもらって、千代田区としては、どれだけプラスになるのかなとか。その20年後は、それは原状回復で返してもらうのか、そのままなのかとか、何かいろいろ考えちゃうわけなんですけど。今後、それはちょっとおいおい調べていただきたいと思います。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、小枝委員、何か感想につきましてございましたら。

○小枝委員 はい。百聞は一見にしかずと言いますが、解説を聞きながら、現地を見て、驚きはもっと大きくなったというところです。

区道の廃止が225億相当の土地を生む。そして、30億相当の不動産を生む。そして、そのことについて、区民、主人公である区民は知らない。議会も知らない。それを無償で貸し付けたことも知らない。

で、どこが区分なんですかというふうに聞くと、小さな星がついていて、ところどころ、それはもう、よく見ないと、本当に分からないマークです。これは、知らない間に、不動産を無償貸付しているけれども、これ、区の不動産とすると、もし、これ、じゃあ、区の不動産として返してくれとかということになれば、それを本当にまた公共施設、知らない間に所有してしまったことになる。そんなことが現実、まるで手品のように、起きてしまうんだということに大変驚くと同時に、あまりにも、これは不自然なことであると。

そして、広場が連続している、民間のゴジラのいる広場と区有地を含む広場とが連続しているわけですがけれども、全く区民の利用というか、例えば、子どもたちの環境イベントがされたわけでもなければ、何か区民のためにというのは、管理上、何もなされていない状況なわけで。

今後の調査の中で、例えば、固定資産税、30億の建物に固定資産税をかけたら、幾らぐらいなのとか、いろいろな、やはり事業者のほうに生み出しているメリットに対して、これはもう岩田議員と全く一緒なんですけれども、区民が頂いているメリットというのが、全くふさわしくないのではないかということ、強く感じましたし。そのことが議会においても、ほとんど全く報告をされていないということについては、大変やはり不信を持ちました。そして、35階、192メートルの高さの建物がこのように建ってしまって、こういう事業者への便宜というところで考えると、非常に区民に説明のつかない事態が発生

しているということを感じて、まだ自分の中で、全くそしゃくできていないんですけども、そういう印象を持ちました。大変驚きました。

ありがとうございました。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、木村委員。

○木村委員 エリアマネジメントそのものの調査というのは、もちろん必要だと思うんですけども、あの計画全体、日比谷プロジェクト、その全体の中での区道廃止から一連のエリアマネジメントに至る経過というのを見ないと、本当のところは分からないだろうというふうに思いました。といいますのは、あの区道の付け替えというのは、土地区画整理事業のミニチュア版を活用しています。本来、土地区画整理事業というのは、都市計画決定なんだけれども、されるんだけれども、ミニチュア版の場合は、それが免除されるんですね。ですから、なかなか区議会にも、区民にも見えない。そういう仕組みになっています。

なぜ、このミニチュア版を使ったのかということ、やはり全体として都市再生事業という、そういう手法を使って、あれ、平成25年6月に申請して、半年以内で決定しなくちゃいけないというふうに、東京都の都計審に義務づけられるから、急いで半年間に決定しなくちゃいけないと。そういう全体の仕組みの中で、土地区画整理事業のミニチュア版を使ったのかなというふうに思えるんですね。ですから、これは、エリアマネ、あのところの問題だけじゃなくて、日比谷プロジェクト全体を見ないと、本当のところはなかなか見えないだろうというふうに感じました。

以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、うがい委員。

○うがい委員 私のほうも、法律のどのようなことを利用しているのかということまでは、全部見通せていないので分からないんですけども、純粹に、あれだけの開発をする業者でないと、魅力的な場所というのは簡単にはつくれないでしょうから、行政が全部請け負うということもできないでしょうし。かといって、本当に無償というのが一番バランスの取れたやり方なのか。そして、単純な表現でいうと、何割かは賃料の収入が幾つかもらえたんじゃないかという単純な発想もありますし。また、あとは、それがどれだけほかのところのエリアで、このスタイルがこんなに区にメリットがあるんだよというふうに、先事例としての模範としてなるのであれば、もっともっと明確に、こういう組合せだから、こんなふうにメリットがあるんだよと言えるような、そんな事例があれば、なおいいと思うんですけども、その辺が何となくやむやとした感じがまだ残るのは、気になるところです。というふうな感想がありました。

以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、林委員のほう。

○林委員 はい。ありがとうございました。ご協力いただき、視察で、ふだん、日常、買物していたところに、千代田区と三井不動産のあそこに境界線があるというのを全然認識しないで行ってたところなんで、大変いい勉強になったと思います。

もう一点が、エリアマネジメントについてというのが、報告でも様々していただいて、これがいいのか悪いのかというのが、誰にとってメリットがあるのかというのが、今、なかなかつかみづらい。秋葉原、日比谷とか、あまり住民がいないところだったんでしょうけれども、ここのエリアマネジメントを導入する経緯・経過のところをしっかりと点検作業した上で、導入していかないと、後々、知らなかった、知っていたという問題になるのかなというのを再認識させられました。

以上です。

○はやお委員長 はい。

じゃあ、続きまして、桜井委員。

○桜井委員 今回は、千代田区と三井不動産の開発の状況がどのような形で行われて、その後がどのような形で行われているかということ視察をしに行ったわけですけども。駐車場の——駐輪場の利用の状態ですとか、地下の飲食店だとか、回遊、歩行者の回遊を見る限りでは、私はそれなりの利用がされているというふうに思ったんですけども。今お話が出たように、千代田区との境界線について、境界についての説明を受けたわけですけども、小さなビスが埋めてあるだけということで、マルに「千」の、千代田区の「千」の字のビスが埋まっているわけでもございませんし、大体、境界というのは、縁石を変えて、ここが境界だということが分かるような埋め方をすることが、千代田区内では多くあります。そういうこともしていない。この今回の大変な金額を使っての開発が行われているというようにいきさつを書いたようなプレートが書かれて、埋まっているところもありませんでした。そういうふうに見ると、こういう無償貸付ですとか、または、区道の付け替えだとか、いろいろなことが手法として行われてきたことが、果たして千代田区と三井不動産との中で、どういう形で行われているのかということが、やはり疑問に思われる節があるなということを感じた次第でございます。

以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、小林（た）委員、お願いいたします。

○小林たかや委員 今回の日比谷ミッドタウンですけども、千代田区のエリマネの発展形の最先端で今あったという認識があります。もちろん、このエリマネ、ここの部分をいかに検証していかなくはないというのを感じております。安易な、やはり管理することが楽であるということによる、区としては非常に楽であるということが、いかにいろいろな確認がなかったとか、報告がなかったところに続いてしまったんだと思います。

区道、公園、広場、ここは三信ビルの建物と区道を交換したところですけども、この説明のときに、にぎわいがこれによって得られるということでの説明で、私は、ここは広場にするよりは公園にしたほうが、日比谷への導入でいいと言っていたんですけども、そうすると、使い勝手が非常に、公園法になると使い勝手が悪いということで、この結果になってきました。そのときも、利点が強調されて、過度に利点が強調されて、何か、強調する部分を何かなと思っていたら、今回納得がいくようなものができていたと思っております。区民の利用から離れていって、経済的な利用が優先されているというふうに感じております。

これは、一方、悪いことではないんですけども、役所の千代田区の土地と建物がいつ

の間にかできているということが説明がされていないというところに、悪いことがあって、秋葉原のタウンマネジメントからエリアマネジメントが始まったんですけども、秋葉原のときも、そういう不信がないように、51%の株主が千代田区であったと、あとが民間であるというところで、非常に、活動が安心感を持って、今も、多分、この部分については、副区長が社長をやっているくらいで、千代田区の責任があると。次の管理方法に行ったときに、ワテラスになったと。ワテラスのエリアマネジメントになったときは、淡路公園も使うことになり、淡路公園の管理もエリアマネジメントに任せるようになった。これは、一見、いいように見えるけども、ここのところも、やっぱり曖昧な管理ということが出てきて、区民のとしての公園か、ワテラスにとしての公園かというような、首をかしげるところもありました。ただ、管理にとってはいいところも多々あるんで、一概に、ここは区がもう少し関与すれば、回復するという——あ、回復するというか、いいイベントになるところをたくさん持っていたんで、ここまでは納得できるところかなと思ったんですけど。

今回の日比谷につきましては、本当に千代田区の所有権すら分からない。報告もない。曖昧なところで、信じられない。本当に発展形の最後、考えにくいと思います。管理と所有権の混同がなされているところを感じました。区道と民間の、やっぱり交換ということを曖昧にしていたところに、こういう危険がはらんでいたということで、このエリマネについては、今回の視察によって表れたこと、それから、今まで出発時点で疑問に思ったことをしっかりと検証しなくてはいけないというのを感じました。

〇はやお委員長 はい。ありがとうございます。

まあ、皆さん、各委員の様々なご意見を頂きまして、今回につきましては、当然のごとく、何度も繰り返しますが、木村委員が予算特別委員会の総括で、3年にも及ぶ中での掘り起こし。そして、そこのところが何なのかといったときに、NHKさんが、事業協力者住戸であったと。事業協力者住戸等々につきましては、今、様々な証人尋問で明らかになってきたと思います。たとえ事業協力者住戸でなかったとしても、証人等々の証言によりますと、抽せん、申込み順だということの中から、間違いなく、あっせん利得があったということは、もうほぼ確定の、近いところまで来ております。

それで、なぜ、このことが起こったのかということで、今、時系列的にいくと、時代を遡っている形になります。11月7日にウエルカムアンケートがされ、そして、その後に、事業協力者住戸でなかった×××——あ、ごめんなさい。これはバツね。ある対象住戸が、事業協力者住戸になっていったと。そして、ちょうどその前を遡ること9月17日に、結局は用地問題検討会並びに調整会議が行われ、ここが無償貸付ということが決定された。この時系列的から見ると、かなり急いで、何かの動きがあったんではないかということで、気がついてみると、土地の225億並びに30億の施設が千代田区の財産になっていたと。

で、木村委員のほうの話からすると、日比谷、この街区の大本、大きな流れの中から、ここも見る必要があるのではないかと指摘を頂きました。なぜ、このように急いで、なぜ、議会に報告しなかったのか。なぜ、この大きなスキームをあえてこういう形を取ったのか。非常に希有な流れであった。で、実際ここの視察をした場合、本当に土地だけなら、まだいろいろ様々理屈も整理できるんでしょうけれども、建物までがなっていた。そして、普通であれば、無償貸付というのはなかなか理論的に説明しづらい。もし、それを

その方針で無償貸付するならば、その貸付けのところの第三者機関に確認をしなければならぬという、一応、文言が庁内でのルールが入っている。にもかかわらず、それもされず、首脳会議もされず、つまり、全庁的には全くといって適正な手続ではなかったというこの状況を踏まえて、今後、しっかりとまた調査を深めていながら、今、何を調べているか。なぜ、事業協力者住戸、もしくは、普通であれば、一般募集されるところが抽せんではなかったのか。あっせん利得をあえて渡す必要があったのか。というところの事務執行にやっと段階として入ってきています。しかし、その事業協力者住戸を含めて、そこをより確定していく尋問も必要かと思えます。

今日のところにつきましては、正副で預かっておりました告発の追加について、一応、リーガルチェックを頂いている弁護士の先生の方からの意見の整理がつかない状況です。早急に、この整理をしていただいた内容を踏まえまして、皆さんにもう一度、追加告発、そして、並びに証人尋問を、証人喚問を誰にするのかということを確認させていただければと思っております。これにつきましては、また今日終わったところで、ちょっと確認させていただきながら、今日解散させていただければと思っております。

で、今日のところは、100条委員会の委員会としての内容については、以上ということとさせていただければと思っておりますが、何か100条のことについて、確認したいことがございましたら、受けさせていただきたいと思えます。

よろしいですかね、100条については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、(2)の——あ、ごめんなさい、2の100条委員会につきましては、終了させていただきます。

これにつきましては、ただいまご意見いただいた内容を踏まえて、整理させていただきたいと思えます。

次に、3のその他に入りたいと思えます。

委員から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、執行側から何かございますでしょうか。

○加藤住宅課長 7月21日の当委員会でご報告しました四番町住宅・アパートの入居者に対して、移転の説明会を行いました。その結果について、口頭でご説明させていただきます。

実施期間は8月2日から8月7日までで、会場は四番町の区民集会室。四番町住宅の入居者の方々には2回、アパートの入居者の方々には4回の、計6回開催いたしました。全44世帯中、参加世帯は29世帯でございました。詳しい内訳は、四番町住宅は13世帯中8世帯、四番町アパートは31世帯中21世帯のご参加を頂いたところです。

また、実施に当たりましては、新型コロナウイルスの予防対策ということで、マスクの着用、また、手指への消毒などを行っていただいた上で、ご参加をさせていただきました。また、会の開催前後には、机と椅子などの消毒のほうをこちらのほうでさせていただいたところです。

ご説明させていただいた内容は、7月22日——失礼しました。（仮称）麴町仮住宅への

移転スケジュールの修正の話や、建て替えに伴う移転条件、また、引っ越しのご案内などをご説明して、その中では、入居者の皆様から移転補償料や引っ越しの費用がどのくらいかかるか。また、麴町仮住宅の部屋割りの方法、また、粗大ごみの出し方などにつきまして、ご質問を頂いたところです。その場で回答できるものについては、回答させていただきましたが、ご欠席者の方々もいらっしゃいますので、回答書を作成し、本日、入居者の全員の方々に郵送で送付させていただいております。

今後の予定ですが、9月20日、来月9月20日の日曜日に、麴町仮住宅の工事見学会を実施しまして、入居者の方々には、2階の状況をご確認いただくというのを進める予定です。また、10月には、入居者の方々に対して、仮住宅のほうの抽せん会も行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。今、ただいま報告を頂きました。これにつきまして、これ、今、陳情もぶら下がっちゃっているんですけども、今日のところは報告ということで、何かございましたら、質問を受けます。

○小枝委員 今、ごめんなさい、区営住宅のこと、直接ではないんですが、一番町の児童館が今度、排水みたいなことがあって、それで、四番町のほうの工事を解体というか部分解体みたいなのをに入れてしまっているのか。1階の図書館に当たる部分は、まだ使えるのであれば、これは子どもたちが東郷公園も十分に使えない、もしかすると児童館も排水管の工事とかで使えなくなる可能性がある。一時的にでも。そうすると、図書館側の内部解体みたいなものを急がずに、使えるような状態にしてあげるとかというような全体的な調整ができていけるのかなというのは、すみません、今しか言えないかと思って、確認をさせていただきたい。

○はやお委員長 はい。

ちょっと休憩します。

午後5時12分休憩

午後5時15分再開

○はやお委員長 再開いたします。

ただいまの、一応、質問につきまして、所管の地域のほうもあります。そして、あと、スケジュールについて、詳細な資料が、今、このところでございますので、調べていただきまして、これも区民視点に立って、できることということをやれる範囲のところでしたら、いただきたいという質問と受け止めさせていただきますので、この今の質問を踏まえまして、状況を、申し訳ない、私のほうに預からせていただきますので、その資料を含めて報告いただき、そして、また各委員のほうに説明なりなんなりをお願いするという形を取らせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。持ち回りになっちゃうかもしれないですけど。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 じゃあ、そういうことで、ここにつきましては整理させていただきました。

ほかにごありますか。いいですか、ここにつきましては。

○谷田部道路公園課長 委員長。

○はやお委員長 じゃあ、今、ごめんね。四番町住宅については終了します。

じゃあ、次。

○谷田部道路公園課長 道路公園課のほうから、常磐橋の修復工事につきまして、口頭でご報告させていただきます。

既にご案内のとおり、今年の3月末をもちまして、常磐橋の修復工事については、出来高で精算をし、契約を打ち切ったところでございます。4月1日に、残りの工事部分につきましては、もともとの請負業者である鉄建建設に随意契約で引き続き工事を完成までしていただくという契約をさせていただきました。

8月末までの工期で工事を進めてまいりましたが、工事のほうは比較的順調に進んできたんですが、その橋梁の橋梁灯、これは工場製作のものが、あと、袖高欄の照明につきましても、これは工場製作品なんですが、工場製作品の部分につきまして、ちょっとコロナの影響がございまして、当初見込みであった8月末での完成がちょっと見込めないということがございまして、この工場製作品の工場での製作が終わって、現場に入って取り付けるまでということで、1か月の工期延伸がされるということでございます。

これにつきまして、工事の金額につきましては、当然ながら、1か月間の諸経費がかかる部分がございますが、これにつきましては、鉄建建設のほうで、責任を持って完了までやりたいという申出がございましたので、金額については増額なしで、工期の延長のみということで、8月20日付で、9月30日までの工期変更をさせていただきました。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

これにつきましては、質問、いいですかね。はい。

まあ、大変なことだと思います。課長のほうも、報告は苦しいというのは受け止めさせていただきました。ただ、あと、鉄建さんのほうもしっかりとやっていただけるとのことなので、本当に丁寧にやっていただきまして、ここに至っては、これだけもう工期が延びているということですので、さらなる対応をしっかりしていただいて、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○中田総務課長 新年交歓会につきまして、口頭でご説明をいたします。

毎年1月に新年交歓会を開催しており、例年、今頃から準備を進めるということにしております。この新年交歓会ですけれども、不特定多数の方が大勢で会い、お話をすることでございます。現在のコロナウイルスの感染症の拡大状況を鑑みまして、今後、急なコロナの終息というのも難しいというところもございますので、令和2年度の開催というのは、中止をさせていただきたく存じます。

恐れ入りますが、その旨、ご了解いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですかね。報告につきまして、何か質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、交歓会についての中止については、終了します。

ほかにございますでしょうか。

○門口選挙管理委員会事務局長 令和3年2月7日、任期満了に伴います千代田区長選挙の日程につきまして、口頭でご報告させていただきます。

委員の皆様には、既に文書でお知らせをさせていただいておりますが、8月25日の選挙管理委員会において決定したものでございます。

選挙期日、投票日及び開票日は、令和3年1月31日曜日で、投票時間は午前7時から午後8時まで、即日開票を行い、選挙会を行います。期日前投票は、1月25日月曜日から30日土曜日まで、千代田区役所、麴町区民館、和泉橋区民館で、午前8時半から午後8時まで行います。告示日は1週間前の1月24日曜日でございます。この日に立候補の受付を行います。選挙人名簿の基準日・登録日は、その前日の1月23日土曜日でございます。立候補予定者説明会は、令和2年12月7日月曜日に予定をしております。

ご報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、区長選挙の選挙期日につきましての報告を頂きました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 ないですね。はい。

それでは、その他につきましても、終了させていただきます。

次、4の閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中でも委員会が開催できますよう、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

以上をもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後5時21分閉会